主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人等の各上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査 しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴四○八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山		茂
裁判官	\J\	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎